

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（案）について  
(概要)

令 和 6 年 4 月 1 2 日  
内閣官房新しい資本主義実現本部事務局  
公 正 取 引 委 員 会  
中 小 企 業 厅  
厚 生 勞 働 省

**1 制定の趣旨**

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号。以下「本法」という。)が令和6年11月から施行予定であることに伴い、本法の委任事項について、政令の制定を行うもの。

**2 政令案の概要**

(1) 禁止行為の対象となる期間（第1条関係）

本法第5条第1項の政令で定める期間は、一月とする。

(2) 的確表示の対象となる募集情報の事項（第2条関係）

本法第12条第1項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- ・ 業務の内容
- ・ 業務に従事する場所、期間又は時間に関する事項
- ・ 報酬に関する事項
- ・ 契約の解除（契約期間の満了後に更新しない場合を含む。）に関する事項
- ・ 特定受託事業者の募集を行う者に関する事項

(3) 育児介護等の配慮、解除等の予告の対象となる期間（第3条関係）

本法第13条第1項の政令で定める期間は、六月とする。

(4) その他

公正取引委員会事務総局組織令（昭和27年政令第373号）について、本法の施行に伴う所要の改正を行う。

**3 根拠条項**

本法第5条第1項、第12条第1項及び第13条第1項

**4 施行期日等**

公 布 日：令和6年5月（予定）

施 行 期 日：本法の施行の日（令和6年11月1日）（予定）